

令和7年度 滋賀食肉センターあり方検討アドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務の名称

滋賀食肉センターあり方検討アドバイザー業務

2 本業務の目的

滋賀県内の食肉流通拠点として平成19年に滋賀食肉センター（以下「センター」という。）が開設されてから約18年が経過している。センターでは、公益財団法人滋賀食肉公社（以下「公社」という。）が施設・設備の所有・管理を担い、株式会社滋賀食肉市場（以下「市場」という。）が牛の荷受、解体、販売、冷蔵を担い、滋賀県副生物協同組合（以下「組合」という。）が副生物いわゆるホルモンなどの内臓の洗い処理、売買を担ってきたなかで、団体間調整に労力がとられ、センター全体として効率的な運営ができておらず、センター運営に関わる責任体制も不明確といった課題など、センターの運営スキームに起因する様々な課題が顕在化している。

将来にわたって、安全安心な食肉の安定的な供給、近江牛ブランドの更なる発展への寄与、公平・公正かつ効率的で持続可能な運営ができるセンターとするため、現行の運営スキーム、取引ルール、県の人的・財政的関与等を含めてセンターのあり方を抜本的に見直す必要があることから、県では、令和5年度より、センター関係者などを構成員とする滋賀食肉センターあり方検討協議会を設置し、センターのあり方について運営スキームの見直しも含めた議論・検討を行っている。

令和6年度は、当該協議会において今後検討を深めていくとされた運営スキームの見直しの方向性である、「リニューアルした滋賀食肉市場による、センターの一貫経営」について、課題の整理や実現可能性等の検討を行った結果、市場がセンター機能を一括して譲り受けるには、多額の資金が必要となる可能性があることから、市場の財務状況を踏まえた事業譲渡の範囲について検証し、運営スキームを早期に確定することが優先的な重要課題として示されたところである。

このため、令和7年度は、市場における資産の所有形態ごとに試算した事業譲渡対価と連結財務諸表の作成・分析を通じて、市場の財務状況を踏まえた事業譲渡の範囲を見定めるとともに、専門職によるアドバイス等の支援を求めることを目的として、滋賀食肉センターあり方検討アドバイザー業務（以下「本業務」という。）を実施する。

3 本業務の内容

(1) 滋賀食肉センターの新たな運営スキームの具体化に向けた詳細検討

次の条件に基づいて事業譲渡の対価の試算、事業譲渡後の想定連結財務諸表の作成・分析を行う。

- 公社、市場とも令和6年度決算をベースとする。
- 公社から市場への事業譲渡とする。
- 譲渡の対価は、有償とする。
- 資産・負債の評価額は、簿価とする。
- ただし、土地の評価額については、不動産鑑定評価額（平成22年実施）に路線価の変化等を考慮して時価を試算することとする。

なお、不動産鑑定評価書を作成する必要はない。

- 以下のパターンA～Eについて譲渡の対価を試算する。
 パターンA：公社から市場へ土地・建物・設備を全部譲渡
 パターンB：公社が土地の所有を継続し市場に賃貸、建物・設備は市場に譲渡
 パターンC：公社が土地を県に返還し県が市場に賃貸、建物・設備は市場に譲渡
 パターンD：公社が土地を県に返還し県が市場に譲渡、建物・設備は市場に譲渡
 パターンE：公社が土地・建物を所有し、設備のみ市場に譲渡
 - 譲渡の対価の試算には、金額の内訳を添付することとする。
 - 譲渡の対価の試算後、上記5パターンのうち発注者が別途指定する3パターンについて、連結財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）を作成し、分析を行う。
 - 上記3パターンのうち発注者が別途指定する1パターンについて、財務面・法務面・人事組織面における令和8年度以降の検討課題および想定スケジュールを整理する。
 - 譲渡の対価の試算後、発注者が別途指示する条件（例：一部の事業、資産、負債を譲渡対象から外す等）により修正を加えることがある。
 - 検討に必要となる資料は、契約後、適宜、提供する。
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の専門職によるアドバイス体制の構築
 法務、財務、人事組織など多岐にわたる専門分野について助言や支援を得るために、必要な各分野の専門知識を有する弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の資格を有する者の配置および必要に応じてアドバイスを受けられる体制の構築
- (3) 県・公社・市場等関係者との打ち合わせ、協議
 必要に応じて、県・公社・市場等関係者との打ち合わせ・協議の実施

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

5 本業務の実施条件等

- (1) 工程表等の提出
 受託者は、契約締結に際して次の書類を提出し、県の承諾を受けるものとする。なお、内容に変更が生じた場合には、速やかに県へ文書で報告し、承諾を受けなければならない。
- ・工程表（適切な案を提示すること。）
 - ・その他、県が必要に応じて指定する書類
- (2) 打合せ・調査、議事録作成
 本業務の実施にあたり必要とされる打合せ・調査を行うこととする。また、受託者は打合せの議事録を作成し、県に提出するものとする。
- (3) 本業務の実施
 本業務の遂行にあたっては、県と十分に連携を図り、処理方針については、随時、県の指示および承諾を受けること。
- (4) 関係法令等の順守
 本業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。
- (5) 中立性の保持
 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(6) 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た一切の情報を県の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(7) 再委託

受託者は、本業務の大半を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に県の承認を得るものとする。

(8) 資料

本業務に必要な資料については、県と調整した上で収集するものとする。

県が保有する資料については、本業務の遂行に当たり受託者が必要とするものについて、県が妥当と判断する範囲で提供する。

資料の取扱いに当たっては、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理しなければならない。また、県の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

6 成果品等

本業務の成果物は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果物の提出時期、提出方法等については、県と協議の上、決定する。

(1) 滋賀食肉センターの新たな運営スキームの具体化に向けた詳細検討資料

- ・ パターンA～E ごとの譲渡価額試算資料
- ・ 上記5パターンのうち発注者が別途指定する3パターンの想定連結財務諸表・分析資料
- ・ 上記3パターンのうち発注者が別途指定する1パターンの財務面・法務面・人事組織面における令和8年度以降の検討課題および想定スケジュール

(2) 弁護士、公認会計士、税理士等の専門職によるアドバイス体制の構築

- ・ 専門職によるアドバイス実施概要

7 その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合および本業務の細目については、県との協議の上、決定するものとする。